

著作権の保護期間に関する検討

井口 崇也

日本の著作権の保護期間は、原則として著作者の死後 50 年間存続すると定められていた。これが 2018 年の著作権法改正により、死後 70 年間に延長された。本研究では、文献調査によって保護期間延長に関する諸議論を収集し、今回の保護期間延長の是非を検討した。

保護期間延長の主な問題点として、表現の自由との調整、孤児著作物問題が挙げられる。

まず、著作権法の規律する文化の世界では、過去の著作物を基に新しい創造が行われることがあるため、保護期間延長によって著作物の利用可能化が遅くなると表現の自由が阻害される。しかし、保護期間が短過ぎると創作のインセンティブを欠くため、双方に配慮した保護期間を設定する必要がある。今回の保護期間延長に関しては、実際に著作者たちから得られた意見では、創作のインセンティブは増加しておらず、損失の方が大きいと考えられる。

次に、著作権者の所在が不明か、その所在を突き止めることが困難な、いわゆる孤児著作物 (orphan works) の問題だ。孤児著作物は、インターネットの普及によって私人による著作物の作成・利用が増加したことにより、劇的に増加している。孤児著作物を利用する方法として、著作権者不明等の場合の裁定制度がある。しかし、利用コストが高い、個人による利用がほぼない、といった問題があり、十分な対策が為されているとは言えない。

こうした状況にも関わらず保護期間延長が為された背景として、少数派バイアスの存在が挙げられる。保護期間を延長しないことによるメリット (自由な創造の保護や孤児著作物の抑制) は多数の著作者に拡散されているためロビイングなどの活動を促さず、反対に保護期間を延長することによるメリットは一部の著作者に集中しているため積極的な活動を促し、結果として後者の意見が強く反映されたと考えられる。

上記の諸問題を解決出来る策として、クリエイティブ・コモンズ活動がある。これには著作物利用の可不可が分かりやすくなるという利点があるが、孤児著作物の著作権者はそもそもこの活動に参加しないであろうという問題点も抱えている。そのため、著作権法の原則を変更し、現在のオプト・アウト方式からオプト・イン方式への転換を訴える意見もある。

この原則の変更の一形態として、本研究は更新登録制度の導入を提案する。まず著作者の死後 50 年間の保護を与え、その後の更新手続きによって追加で 20 年間の保護を与える。これにより、ベルヌ条約によって定められた下限である死後 50 年間の保護期間を守り、それ以上の保護を必要とする著作者にはより長い保護を与えるという、実質的なオプト・イン方式の採用を図ることが出来る。

保護期間を延長する際、最も留意しなければならないのは、著作権の保護期間を短縮することは既得権益を奪うことになるため非常に難しい、ということだ。著作権の保護期間の在り方について、検討が必要ではないだろうか。

(指導教員 村井麻衣子)